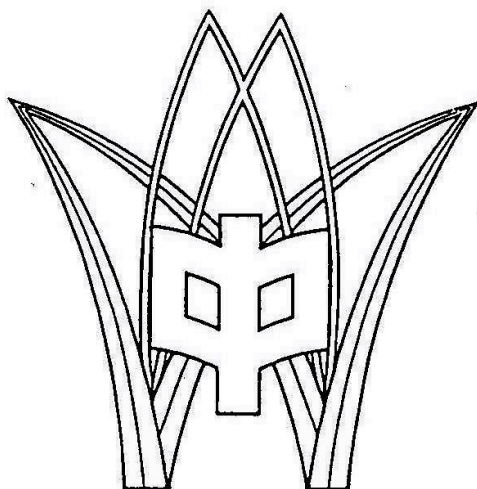


保存版

船橋市立七林中学校 P T A 会 則

令和6年 4月 発行



お願い

卒業まで保存してください

船橋市立七林中学校PTA会則

第1章 名 称

第1条 この会の名称は、船橋市立七林中学校PTAといい、事務所を同校内におく。

第2章 目 的

第2条 この会は、父母と教師が連携して、生徒の健全なる育成をはかることを目的とする。

第3章 方針並びに活動

第3条 この会は、教育を本旨とする自主的団体として活動し、会、役員および関係機関の名において、営利的、宗教的、政治的団体およびその事業委細に関与せず、また、いかなる団体、機関の支配、統制、干渉を受けない。

第4条 この会は、学校が行う教育および運営の内容に干渉しない。

第5条 この会は、目的達成のために、次の活動を行うものとする。

- (1) 生徒の学業奨励、生徒指導、その他の教育の助成に関すること。
- (2) 学校施設、設備の充実と環境設備に関すること。
- (3) 会員の研修に関すること。
- (4) その他、この会の目的に照らして必要と認められること。

第4章 会 員

第6条 この会は、この会の主旨に賛同する次の会員をもって組織する。

- (1) 本校に在学する生徒の父母、またはこれに代わる者
- (2) 本校に勤務する教職員

第7条 この会の会員は、会費を納め、平等の権利と義務をもつ。

第5章 役 員

第8条 この会に次の役員をおく。なお年度によって増減を可能とする。

- | | | | |
|---------|-----|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 庶 務 | 2 名 | (4) 会 計 | 2 名 |

第9条 役員の任期は1年とし、再任する事ができる。欠員が生じた場合は役員会が補欠を選出し、常任委員会の承認を得る。その任期は前任者の残任期間とする。

第10条 役員は、選考委員会において候補者を推薦し、総会の承認を得、選出する。

第11条 選考委員会の構成ならびに候補者の選考については、別に定めるものとする。

第12条 役員の職務は次の通りにする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務全てを統一する。
- (2) 副会長は、会長の補佐をし、会長に事故のある時はその任務を代行する。
- (3) 庶務はこの会の事務一般を担当し、会議の議事を記録処理する。
- (4) 会計は、総会で決定された予算に基づいて、その収支会計をつかさどる。

第6章 会 計 監 査

第13条 この会に会計監査2名をおく。任期は1年とし再任はしない。

第14条 会計監査は、会費その他の収支について監査し、総会に報告する。

第7章 機関ならびに組織

第15条 この会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 常任理事会

- (4) 学年委員会
 - (5) 専門委員会(広報委員会・校外環境委員会)
- 第 16 条 総会は、この会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。
- (1) 定期総会は年 1 回開催する。
 - (2) 臨時総会は会長が必要と認めたとき、また会員の 1/3 以上の要求があったとき開催する。
 - (3) 役員会が必要と認めた場合は、書面による総会を開催することができる。
この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。
- 第 17 条 総会は、出席者ならびに委任状を含めた会員数の 1/3 をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意によって決定する。
総会に出席できないときは委任状を提出する。
書面による総会の場合は、会員数の 1/3 以上の議決権行使書の提出をもって成立し、議決はその過半数の同意によって決定する。
- 第 18 条 役員会は、次の構成員による。
- (1) 会長 (2)副会長 (3)庶務 (4)会計 (5)校長・教頭
- 第 19 条 役員会は、この会の執行機関であり、必要に応じて会長がこれを招集し、この会の運営に必要な事項を協議し、当該事項を処理する。
- 第 20 条 常任委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、次の構成員による。
- (1) 役員 (2) 学年委員長・副委員長
 - (3) 専門委員長・副委員長 (4) 校長・教頭
- 第 21 条 常任委員会は、必要に応じて会長がこれを招集し、その任務は次のとおりとする。
- (1) 総会に提出する議案の作成および審議
 - (2) 総会で決議された事項の運営
 - (3) 役員会、各学年委員会、各専門委員会で提出された議案の審議と議決
 - (4) 学年委員会、専門委員会の連絡、調整および運営
 - (5) その他必要事項の議決および処理
- 第 22 条 学年委員会は、学級ごとに選出された 1 名の学級委員をもって構成する。
委員長・副委員長は、各学年委員ごとにその中で互選する。
- 第 23 条 学年委員会は、必要に応じて委員長がこれを招集し、各学年と学級活動の連絡、調整、および地域の教育環境等の推進にあたる。
- 第 24 条 専門委員会の構成は、学級ごとに専門委員 1 名を選出し、広報委員会・校外環境委員会のいずれかに所属する。委員長・副委員長は、各委員会の中で互選する。
- 第 25 条 専門委員会は、必要に応じて委員長がこれを招集し、その活動は次のとおりとする。
- (1) 広報委員会………広報紙の発行等
 - (2) 校外環境委員会……地域の環境整備等
- 第 26 条 その他の委員会は、会長が必要と認めた場合、常任委員会の承認を得て設置することができる。

- 第 27 条 総会以外の会議は、構成員の 1/2 以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第 28 条 学校長および教頭は、この会と学校運営の調整を行い、すべての会議に参加し意見をのべることができる。

第 8 章 会 計

- 第 29 条 この会の経費は、会費とその他の収入をもってあてる。
- 第 30 条 会費は、1 世帯年額 2,400 円(200 円×12 ヶ月)とする。ただし事情により減免する事ができる。
- 第 31 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 付 則

- 第 32 条 この会の会則の変更は、総会の議決を要する。
- 第 33 条 この会の運営施行に関する細則および内規は、別にこれを定め、その改廃は常任委員会の議決を要し、総会に報告しなければならない。
- 第 34 条 この会の会則は、昭和 53 年 4 月 22 日から実施する。
- | | |
|------------------|---------|
| 平成 7 年 4 月 15 日 | 一部改正する。 |
| 平成 9 年 4 月 19 日 | 一部改正する。 |
| 平成 12 年 4 月 15 日 | 一部改正する。 |
| 平成 13 年 2 月 3 日 | 一部改正する。 |
| 平成 18 年 3 月 2 日 | 一部改正する。 |
| 平成 23 年 1 月 13 日 | 一部改定する。 |
| 令和 3 年 2 月 26 日 | 一部改定する。 |
| 令和 4 年 4 月 28 日 | 一部改定する。 |

P T A 内 規(会則第 33 条によりこの内規を定める。)

選考委員会規定

- (1) 選考委員規定は、次のとおりとし、平成 13 年 2 月 3 日から実施する。
- (2) 選考委員会は、次の構成とする。
- | | |
|--------------------|-----|
| (イ) 1 学年、2 学年の学級から | 1 名 |
| (ロ) 学校から | 1 名 |
- (3) 役員の選出方法については、選考委員会に一任する。
- (4) 役員候補の該当者の承認を受け、常任委員会に報告する。

慶弔規定

- (1) 慶弔規定は次のとおりとする。
- | | |
|-----------|---|
| (イ) 離任餞別 | 在任 2 年以上で離任する教職員会員に対し、3,000 円の餞別を贈り慰労の意を表す。 |
| (ロ) 餞 別 | 2 年任期の本部役員に対し、任期満了および退任時に 2,000 ～ 3,000 円相当の記念品を贈り慰労の意を表す。ただし、再任者は次年度に繰り越す。 |
| (ハ) 慶 祝 金 | 教職員会員に対し、慶祝金(結婚祝い、出産祝い)5,000 円を贈る。 |
| (ニ) 香 典 | 在校生徒および PTA 会員の死亡に対し 5,000 円とする。 |

- (木) 見舞い 在校生徒および教職員会員の傷病による 1 週間以上の入院に対し 5,000 円
- (へ) 以上に該当しない特例は、常任委員会にはかり、その都度決める。

(2) 慶弔規定は昭和 53 年 4 月 22 日より実施する。

平成 29 年 4 月 21 日一部改定する。

令和 5 年 4 月 27 日一部改定する。